茸島区農酪条例

- 1. 牧場は種類関係なく区営以外禁止とする。
- 2. 区営牧場は、立ち入るには許可が必要。
 - (ア) 立ち入る許可を得るためには、以下の条件が必要。
 - ① 正当かつ理に適う理由があること
 - ② 区営牧場および牧場で飼育している動物に損害を与えないこと
 - ③ 農酪局の上級職員1の許可があること。
 - (イ) 立入には以下の行為が必要。
 - ① 以下に定める者の立会
 - 1. 農酪局の上級職員
 - 2. 電車君サーバー管理者・管理人
 - 3. 茸島区職員
 - ② 許可証の提示
 - (ウ)許可証については、指定日時が過ぎたものは無効とする。
- 3. 畑は、種類関係なく耕作面積64平方メートルを上限とする。
- 4. 茸島産の革/牛肉/ステーキの販売は認可した商店以外では禁止する。

_

¹ 局長、副局長、農酪局理事会理事。